

<報道発表資料>

令和4年1月14日

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会の委員を公募します

(同時発表：さいたま市政記者クラブ)

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会は、県立歴史と民俗の博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、県教育委員会が条例に基づき設置しています。

今回、県立歴史と民俗の博物館の運営について、県民の皆さまの立場から御意見等をいただくため、埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会の委員を公募します。

1 応募条件・資格

満18歳以上（令和4年1月1日現在）で、埼玉県に在住又は在勤・在学されている方

2 応募方法

以下の書類を県立歴史と民俗の博物館に郵送又は直接お持ちください。

なお、御提出いただいた書類は返却できませんので御了承ください。

(1) 「県立博物館の魅力をいかに伝えるか」についての作文

(800字以内・様式A 4縦判・20字×20行)

(2) 応募票（別に定めた様式）

※ 県立歴史と民俗の博物館及び県立博物館施設で配布するほか、以下のURLからもダウンロードできます。

<https://saitama-rekimin.spec.ed.jp/>

【応募・問合せ先等】

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4-219

県立歴史と民俗の博物館 総務担当

電話：048-641-0890 FAX：048-640-1964

電子メール：m410890@pref.saitama.lg.jp

ホームページ：<https://saitama-rekimin.spec.ed.jp/>

3 応募期間

令和4年1月14日（金曜日）から2月13日（日曜日）まで【必着】
（郵送の場合は当日消印有効）

4 募集人員

2人以内

5 選考方法

第1次選考（応募者全員が対象となります） 作文審査
第2次選考（第1次選考を通過された方が対象です） 面接審査（3月上旬予定）

※ 第1次選考の結果については、文書で2月下旬までに応募者本人へ通知します。

6 その他

- （1）開催予定回数 年間2回程度
- （2）報酬 協議会に出席された場合は、県の規定に基づき報酬を支払います。
- （3）任期 令和4年5月26日から令和6年5月25日までの2年間（予定）
- （4）視察証の交付 県立歴史と民俗の博物館の視察・調査を行う際に使用できる視察証（常設展、企画展及び特別展が無料）を交付します。